

# 縦覧用

## 片瀬山2丁目建築協定書

### (目的)

第一条 この協定は片瀬山2丁目地区内における建築物の敷地構造用途及び形態について協定し住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

### (名称)

第二条 この協定は片瀬山2丁目住宅地区協定とする。

### (協定の締結)

第三条 この協定は協定区域内の土地所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者の全員の合意により締結する。

### (協定の変更及び廃止)

第四条 この協定のに係る内容についての変更は協定者全員の合意によらなければならない。又協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意によらなければならない。

### (協定区域)

第五条 藤沢市片瀬山2丁目のうち別図に示す地域

### (建築物及び敷地用途の制限)

第六条 協定区域内の建築物の敷地構造用途形態はつぎに定める基準によらなければならない。

- ・ 建物は1戸建専用住宅であること。
- ・ 医院併用住宅、事務所併用住宅は協定委員会が協定目的に反しないか、又は公益上必要と認められたものに限り認められる。
- ・ 地階を除き階数は2以下とすること。
- ・ 外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線迄の距離を1.5m以上、隣地境界線から1m以上とすること。
- ・ 建物の高さは地盤面から9m以下、軒の高さは、6.5m以下とすること。
- ・ 建物・敷地の地盤面の高さは現況地盤面の高さを超えないこと（現況地盤面とは三井不動産が分譲した時の状態）。
- ・ 造園のため敷地の一部にする盛土は、現況地盤面から50cmを越えないこと。

### (有効期限)

第七条 この協定の有効期間は市長の認可のあった日から5年とし、期間満了前に協定者全員の意志を問う調査を実施し、協定者の過半数の申し出がなければ、さらに5年間延長されるものとし、その後も同様とする。但し、違反者に対する措置については期間満了後もなお効力を有する。

### (違反に対する措置)

第八条 建築協定の規定に違反した者があった場合は委員長は委員会の決議に基づき当該権利者に対して工事の停止を請求しかつ文書をもって相当の猶予期間をつけて、当該違反を是正するために必要な措置をすることを請求するものとする。前項の請求があった場合には、当該権利者はこれに従わなければならない。

(役員)

第九条 この協定を運営するため運営委員会を設置する。

- ・委員は協定者の互選とし委員長1名、副委員長2名、委員8名、会計委員1名とする。
- ・委員長は運営委員の互選とし、協定運営のための事務を総括し、協定者を代表する。
- ・副委員長及会計委員は委員の中から委員長が委嘱する。
- ・副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはこれを代理する。
- ・会計委員は委員会の会計事務を処理する。

(委員の任期)

第十条 運営委員の任期は2年とする。ただし補欠の場合は、前任者の残存期間とする。委員は再任されることが出来る。

(補則)

第十一条 委員会の組織・運営議決の方法・予算経費その他運営に関する必要な事項は別に定める。

(効力の発生)

第十二条 この協定は市長の認可公告のあった日から効力を生ずる。

(協定書)

第十三条 この協定書は2部作成し1部を市長に提出し、1部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

(経過措置)

第十四条 この協定施行の際すでに工事済・又は工事中の建築物又は敷地が、この協定の規定に適合しない者については、協定の規定は適用しない。ただし協定施行後に増築、改築其の他の工事に着手する場合は協定の規定が適用される。

上記建築協定の決議に同意します。

平成 年 月 日

土地の表示 藤沢市片瀬山 番 宅地 m<sup>2</sup>

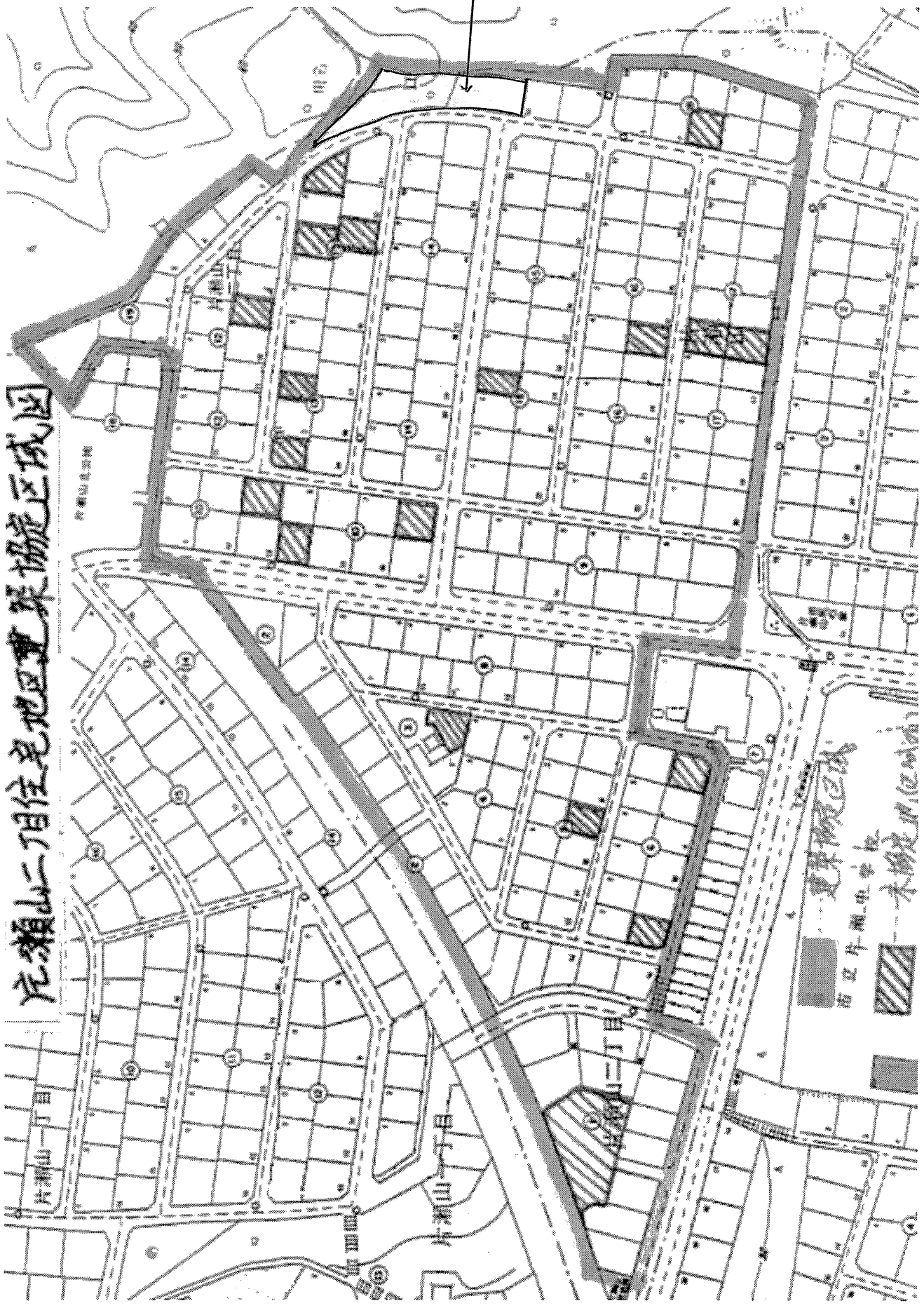
土地所有者 住所

氏名

㊞

既に権利者（地上権・賃借権）が、ある場合は住所・氏名㊞を記入のこと。

# 片瀬山二丁目住宅地建築協定区域図



片瀬山二丁目  
東部住宅地  
建築協定

片瀬山二丁目  
片瀬山一丁目  
片瀬山三丁目  
片瀬山四丁目  
片瀬山五丁目  
片瀬山六丁目  
片瀬山七丁目  
片瀬山八丁目  
片瀬山九丁目  
片瀬山十丁目  
片瀬山十一丁目  
片瀬山十二丁目  
片瀬山十三丁目  
片瀬山十四丁目  
片瀬山十五丁目  
片瀬山十六丁目  
片瀬山十七丁目  
片瀬山十八丁目  
片瀬山十九丁目  
片瀬山二十丁目  
片瀬山二十一丁目  
片瀬山二十二丁目  
片瀬山二十三丁目  
片瀬山二十四丁目  
片瀬山二十五丁目  
片瀬山二十六丁目  
片瀬山二十七丁目  
片瀬山二十八丁目  
片瀬山二十九丁目  
片瀬山三十丁目  
片瀬山三十一丁目  
片瀬山三十二丁目  
片瀬山三十三丁目  
片瀬山三十四丁目  
片瀬山三十五丁目  
片瀬山三十六丁目  
片瀬山三十七丁目  
片瀬山三十八丁目  
片瀬山三十九丁目  
片瀬山四十丁目  
片瀬山四十一丁目  
片瀬山四十二丁目  
片瀬山四十三丁目  
片瀬山四十四丁目  
片瀬山四十五丁目  
片瀬山四十六丁目  
片瀬山四十七丁目  
片瀬山四十八丁目  
片瀬山四十九丁目  
片瀬山五十丁目

片瀬山二丁目  
片瀬山一丁目  
片瀬山三丁目  
片瀬山四丁目  
片瀬山五丁目  
片瀬山六丁目  
片瀬山七丁目  
片瀬山八丁目  
片瀬山九丁目  
片瀬山十丁目  
片瀬山十一丁目  
片瀬山十二丁目  
片瀬山十三丁目  
片瀬山十四丁目  
片瀬山十五丁目  
片瀬山十六丁目  
片瀬山十七丁目  
片瀬山十八丁目  
片瀬山十九丁目  
片瀬山二十丁目  
片瀬山二十一丁目  
片瀬山二十二丁目  
片瀬山二十三丁目  
片瀬山二十四丁目  
片瀬山二十五丁目  
片瀬山二十六丁目  
片瀬山二十七丁目  
片瀬山二十八丁目  
片瀬山二十九丁目  
片瀬山三十丁目  
片瀬山三十一丁目  
片瀬山三十二丁目  
片瀬山三十三丁目  
片瀬山三十四丁目  
片瀬山三十五丁目  
片瀬山三十六丁目  
片瀬山三十七丁目  
片瀬山三十八丁目  
片瀬山三十九丁目  
片瀬山四十丁目  
片瀬山四十一丁目  
片瀬山四十二丁目  
片瀬山四十三丁目  
片瀬山四十四丁目  
片瀬山四十五丁目  
片瀬山四十六丁目  
片瀬山四十七丁目  
片瀬山四十八丁目  
片瀬山四十九丁目  
片瀬山五十丁目